

2006年 6月 29日

各 位

## 「三大疾病保障付住宅ローン」の取扱開始について

株式会社東和銀行(取締役頭取 増田熙男)は、2006年7月1日から、「三大疾病保障付住宅ローン」の取扱いを開始いたします。

従来の団体信用生命保険は「死亡」・「高度障害」発生時に保障されましたが、「三大疾病保障付住宅ローン」は、「がん」と診断された場合や、「急性心筋梗塞」・「脳卒中」を発病し60日以上所定の状態が継続したと診断された場合にも、住宅ローンの残高相当額が診断給付金として支払われ、以後、お客さまのご返済が不要となる保障が付くものです。

なお、群馬県内の金融機関では初めての取扱いとなります。

当行は、今後もお客様のお役に立つ住宅ローン商品の拡充に努めてまいります。

### 1. 「三大疾病保障付住宅ローン」の主な特徴

項目	概要
ご利用対象者	当行の住宅ローン商品を新規(他行からの借換含む)にお借入れいただく方。 (1)お借入時の年齢が満20歳以上50歳以下で、完済時75歳以下の方。 (2)「がん」に罹患された(発病した)ことのある方はご加入できません。また、お客様の告知内容により、保険会社にご加入をお断りする場合がございます。
ご融資金額	100万円以上6,000万円以内(10万円単位) お借入金額が3,000万円を超える場合は、健康診断書の提出が必要となります。
ご融資期間	35年以内(1年単位)
ご融資利率	住宅ローン商品の店頭金利+0.3% 住宅ローン商品の店頭金利は商品により異なります。優遇金利商品のご利用も可能です。
保障内容	(1)保障開始日以後にお亡くなりになった場合に保障されます。 (2)保障開始日以後の傷害または疾病により、保険期間中に所定の高度障害状態となった場合に保障されます。 (3)「がん」の場合は、融資実行日から91日目以後に初めて「がん」に罹患されたと医師によって診断確定された場合に保障されます。(上皮内がんや悪性黒色腫以外の皮膚がんなどの場合は保険金の支払対象外です) (4)急性心筋梗塞・脳卒中の場合は、保障開始日以後に疾病を発病し、その病気を原因として60日以上所定の状態が継続したと医師が診断した場合に保障されます。

詳細は、最寄の営業店・住宅ローンセンターまでお問い合わせください。

### 2. 取扱開始日

2006年7月1日

以 上